

# 清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

令和2年5月

清瀬市教育委員会

## 目次

第1章 学校教育が歩むべき道のりと今後の清瀬市立学校が目指す教育の姿	2
1 学校教育が歩むべき道のり	2
2 清瀬市立学校が目指す教育の姿	4
3 今後の清瀬市立学校が歩むべき道のり	5
4 今後の清瀬市立学校の校舎イメージ	6
第2章 清瀬市立学校の現状と課題	8
1 清瀬市立学校の現状	8
2 清瀬市立学校の課題	15
第3章 清瀬市立学校の適正規模・適正配置の目標	16
第4章 適正規模・適正配置の目標実現のための方向性	17
第5章 適正規模・適正配置の視点	20
資料編	23

# 第1章 学校教育が歩むべき道のりと今後の清瀬市立学校が目指す教育の姿

---

## 1 学校教育が歩むべき道のり

### (1) 社会の変化

子供たちが生きる20年後の未来は現在の延長線上にはないといわれます。ますます進むであろう少子高齢化やグローバル化は、社会構造の変化や、価値観の多様化を促していくことでしょうし、人工知能をはじめとするテクノロジーの進歩は、人と人とのかかわり方や生活スタイルを変えていくことでしょう。今までなかったような新たな職業が生まれたり、多様な年齢、国籍、宗教観、価値観を持った人たちと協働して問題を解決することが必須となったりする時代になるはずです。

このような社会では、従前の学力の基準であった、「読・書・算」の力以上に、自ら問題点を発見し、多様な仲間と協働しながら問題を解決する力や、新しい発想や視点で物事を考えたり捉え直したりできる力、自分の考えや思い、願いを他者にしっかりと伝え、納得を導き出せる力等がますます重要になっていくことは間違いありません。

### (2) 新学習指導要領が目指す教育

教育の責務は、激動の21世紀を力強く生き抜くことができる子供たちの育成と市民の皆さんの健康で生きがいのある生活を支援することにあります。特に意図的・計画的な営みの中で次世代を担う子供たちを育てる学校教育には、時代の変化に応じて内容も、方法も変わることが求められています。

この「未来を見据えた学校教育の在り方」を具体的に示したものが学習指導要領です。学習指導要領は文部科学省が告示する初等中等教育における教育課程の基準です。10年に一度の割合で大幅な改訂が行われ、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から次期学習指導要領に基づく教育が行われます。

この度の改訂は、以下の3点で考え方が整理されています。

#### ① 「何ができるようになるのか」

これからの時代に必要な資質・能力として「生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の<sup>かんよう</sup>涵養」の3点を掲げ、これらを相互に関連付けながら全人的な成長を図ります。

#### ② 「何を学ぶか」

道徳及び小学校の外国語の教科化や、プログラミング教育の導入など、(1)に示した新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科や内容を新設します。

③ 「どのように学ぶか」

これまでの教師が一方的に知識や技能を教え込む授業ではなく、子供たちが主体的に考え、他者と話し合いながら、問題を解決していけるような「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進めます。

(3)学校と地域の連携

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、国は、子供や学校が抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長、そして学校を中心とするコミュニティ再生を目指して、学校のコミュニティ・スクール化を目指しています。コミュニティ・スクールとは、学校と地域住民等が地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、力を合わせて特色ある学校づくりを進めていく「社会総がかりでの教育」を実現しようとする制度です。

コミュニティ・スクールの仕組みを導入することで、「校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できること」、「学校運営協議会での議論を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有できること」、「校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者全員が当事者意識をもち、役割分担をもって連携・協働による取組ができること」といったメリットが期待できます。

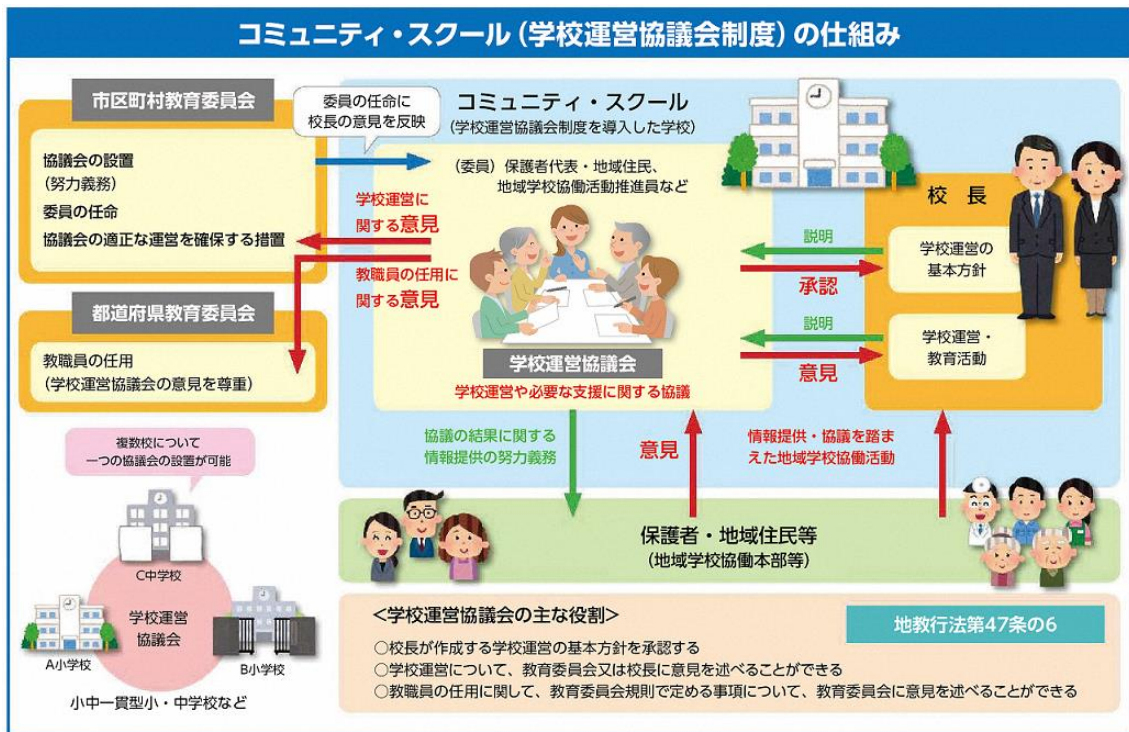


図 1-1 コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の仕組み

出所：文部科学省「コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) について」

## 2 清瀬市立学校が目指す教育の姿

このような社会の激動を見据え、清瀬市では 21 世紀を力強く生き抜いて行ける子供たちの育成と、人生 100 年時代を迎えた市民の方々の学びと健康の保持増進を一層支援していくため、平成 28 (2016) 年度に「第 2 次清瀬市教育総合計画マスタープラン」(以下「第 2 次マスタープラン」と表記。)を策定しました。

第 2 次マスタープランでは「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」を基本理念に定めるとともに、地域コミュニティを基盤に、学校教育、生涯学習、家庭教育、郷土の自然文化の 4 本の柱を設定し、それぞれをつなぎ合わせ、相互に関連付けて取り組むことによって、清瀬における教育の力を総合的に高めることを目指しています。

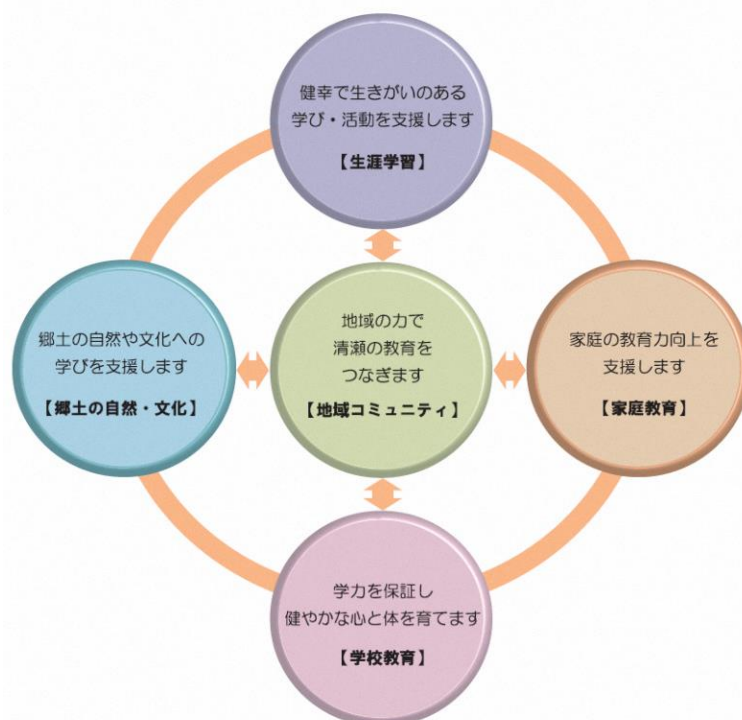


図 1-2 清瀬市の教育の基本理念を構成する 5 つの柱

出所：第 2 次清瀬市教育総合計画マスタープラン

マスタープラン実現のためには、家庭・学校・地域それぞれが自らの責任を果たすとともに、それぞれが持つ強みを生かしながら、共通の目標に向かって互いが互いを支え高めるといった「連携・協働」、すなわち「社会総がかり」で教育を充実させていくことが必須です。

「社会総がかり」の核になるのは学校であり、その具体的な取組が「学校支援本部事業」です。これは従前の PTA や親の会とは異なり「自分たちの学校を自分たちの手で」という願いを持つ地域の方々を加えた「学校応援団」です。

「学校支援本部事業」を通して多くの市民の方々が学校に集い、子供や学校の支援に携わっていただくことによって、学校教育の充実だけでなく、市民の生きがい、やりが

いを高め、清瀬市全体が活性化していくことを目標としています。

### 3 今後の清瀬市立学校が歩むべき道のり

学習指導要領は文部科学省が定める基準であって、示された教科や内容、取り扱うべき時間数を逸脱することはできません。しかしどのような教育資源を活用して、学習指導要領が示す目標を達成するかは、自治体の裁量に任されています。

清瀬市には自然や医療や最先端技術、子育てなどの専門機関等、実に豊かな教育資源があります。これらの資源を使った体験的な学びは清瀬ならではの教育であり、学習指導要領が示す内容の一層の定着と、故郷清瀬に対する愛着や誇りを育むことができます。

また、清瀬市にはこれらの多様な専門機関に携わる方々、まちのために活動いただけるような市民の方々が数多くお住まいです。このような方々の知識や経験を子供たちのために注いでいただくことで、清瀬の教育を一層充実することができると考えます。

今後清瀬市では、子供たちに育みたい力を、文部科学省が示す「生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」の3つの資質・能力に「故郷清瀬を誇りとし、持続可能な社会の主体者となる力」を加えた4点とすることにしました。

これらの資質・能力を育てるために、清瀬市では、子供たちを取り巻く人や組織、情報等、全ての力を発揮しながら「社会総がかりで子供を育てる教育」を推進することで、清瀬を誇りとし、激動の21世紀を力強く生き抜くことができる子供を育てるとともに、人生100年時代を健康で、また生きがいをもって生活できるまちをつくるよう、市民の方々の学びを支援することを目指します。

## 4 今後の清瀬市立学校の校舎イメージ

### (1)校舎の基本イメージ

令和元（2019）年度に策定された清瀬市公共施設再編計画では、清瀬市が市民にとって生涯住み続けられるまちであるために、「コミュニティの維持・活性化」と「公共施設の持続可能性」の両立を目指し、公共施設が持つ多様な機能を集約することで公共施設運営の効率化と行政サービスの利便性の向上を図ることとしています。

学校をはじめとして、子供の居場所や住民の交流の場など、地域ごとに複数ある公共施設（以下、「地域レベルの公共施設」と表記。）は、小学校に貸館、学童クラブ、児童館、図書館など地域コミュニティ関連の施設を、それぞれの動線を分けることを前提としながら集約・複合化し、子供だけでなく地域のあらゆる人が集まれる「地域の拠点施設」とする計画が示されています。

このことによって公共施設の延床面積の削減とコミュニティの再形成・活性化を同時に実現するだけでなく、3頁にある国の「コミュニティ・スクール」のように、学校に集う多様な専門性を持つ方々と協働することで、「地域と共にある学校づくり」が進められ、子供たちの教育が一層充実することが想定されます。

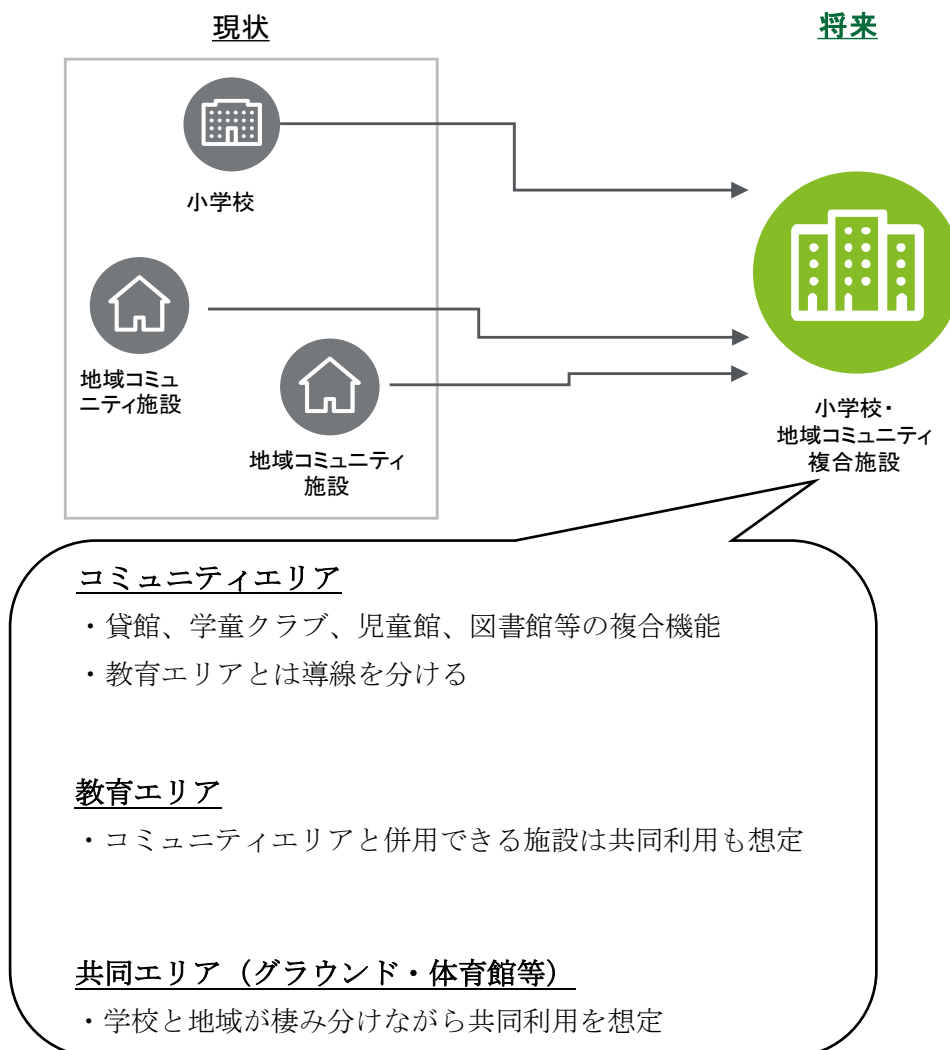


図 1-3 「地域の拠点施設」のイメージ

## (2)基本イメージに対する市民の期待

このような「地域の拠点施設」の形成には、多くの市民が期待しており、特に、「放課後の子供の居場所の確保」や「地域コミュニティの活性化」、「新たな施設機能の設置」などの効果が期待されています。

一方で、1割程度の市民は、「不特定多数の人によるトラブルの発生」や「建てた施設が十分活用されない」、「子供と高齢者等の怪我や事故の発生」といった点で不安を抱えています。

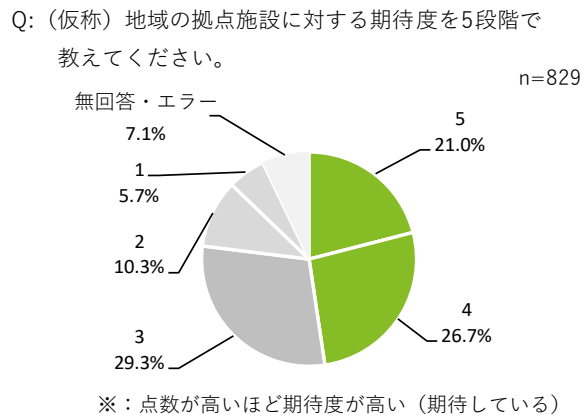


図 1-4 「地域の拠点施設」に対する期待

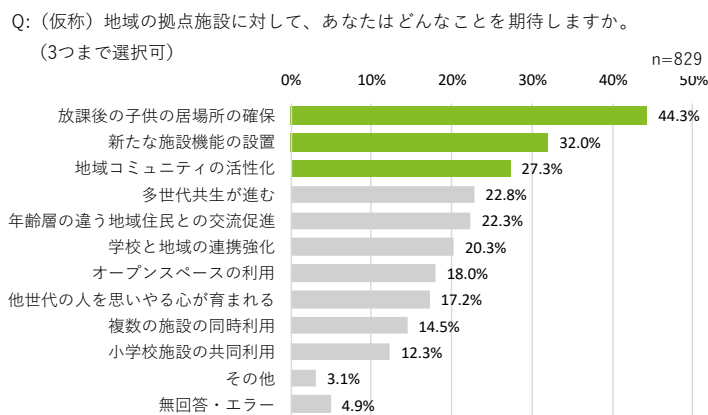


図 1-5 「地域の拠点施設」に期待すること

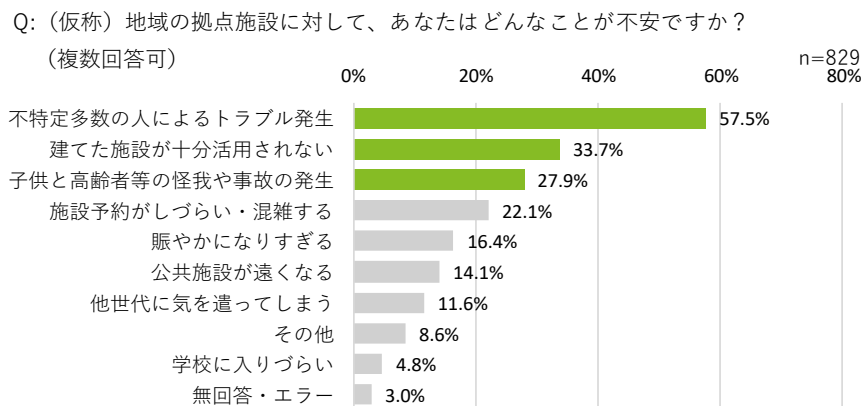


図 1-6 「地域の拠点施設」に対する不安

出所：清瀬市「身近な公共施設の再編に関する市民ニーズ調査」（令和元年）による



## 第2章 清瀬市立学校の現状と課題

---

### 1 清瀬市立学校の現状

#### (1) 現在の清瀬市立学校における教育に対する保護者の意見

令和元（2019）年9月～10月にかけて実施した「第1回これからの清瀬市の“新しい学校の姿”に関する意見交換会」（以下、「保護者意見交換会」と表記。）において、以下の様な保護者からの意見が出されました。

##### ① 現在の学校の満足度

現在の学校への満足度は、全体的には「概ね満足」という意見が多い傾向にありました。

その理由としては、子供たちが楽しそうに学校に行っていることをあげる保護者が多い結果となっています。

一方で、「他自治体に比べ児童・生徒の学力が低いのではないか」、「学校によってはクラス運営がうまくいっていない場合も見られる」、「業務量や負担が大きく教員がクラス運営に疲れている場合がある」といった指摘もありました。

##### ② 学級・学年の規模

清瀬市の児童・生徒の保護者は、特に学校の「教員が児童・生徒一人一人を観られるか」や「人間関係の流動性」といった視点で、学校の良し悪しをはかる傾向にありました。

具体的には、現在1学級20～30人の学校に対しては、「教員が学級内の児童生徒をきめ細かく観てくれてよい」という意見が多く聞かれました。一方で、学級の人数が少ない場合、行事が寂しくなるという意見もありました。

また、人間関係の流動性については、「クラス替えで、新たな人間関係が築ける学級数（2～4学級）がよい」という意見や、「中学校へ進学する際、他の小学校と一緒に、子供が新たな人間関係を築けたことがよかった」という意見がありました。一方で、小中一貫校による継続性のある教育を望む意見もありました。

##### ③ その他

その他にも、「基礎的な学力は小学校で身に付ける必要がある」といった意見や、通学距離について、「1年生の体力などを勘案すると片道1kmが限界に思われる」、「安全が確保されていれば片道2kmでもよいのでは」といった様々な意見がありました。

## (2)小中学校の立地状況

清瀬市立の小学校は9校あり、各小学校から半径1kmの円を描くと、円同士が重な  
り合う地区が多い一方で、市境の付近では、1kmの円から外れる地区もあります。

清瀬市立の中学校は5校あり、半径1kmの円を描くと、円から外れる地区もありま  
す。

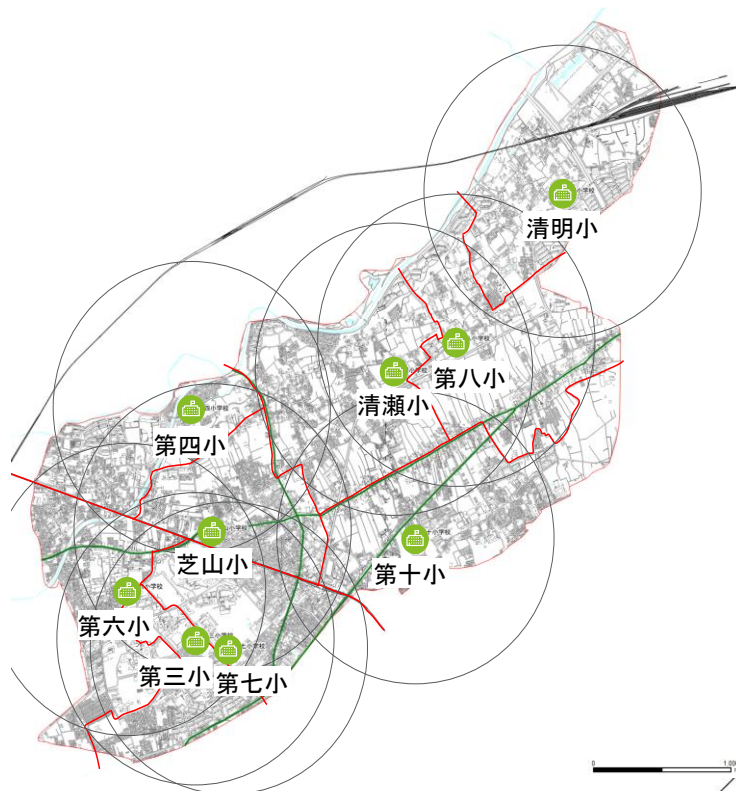


図 2-1 清瀬市立小学校の立地状況

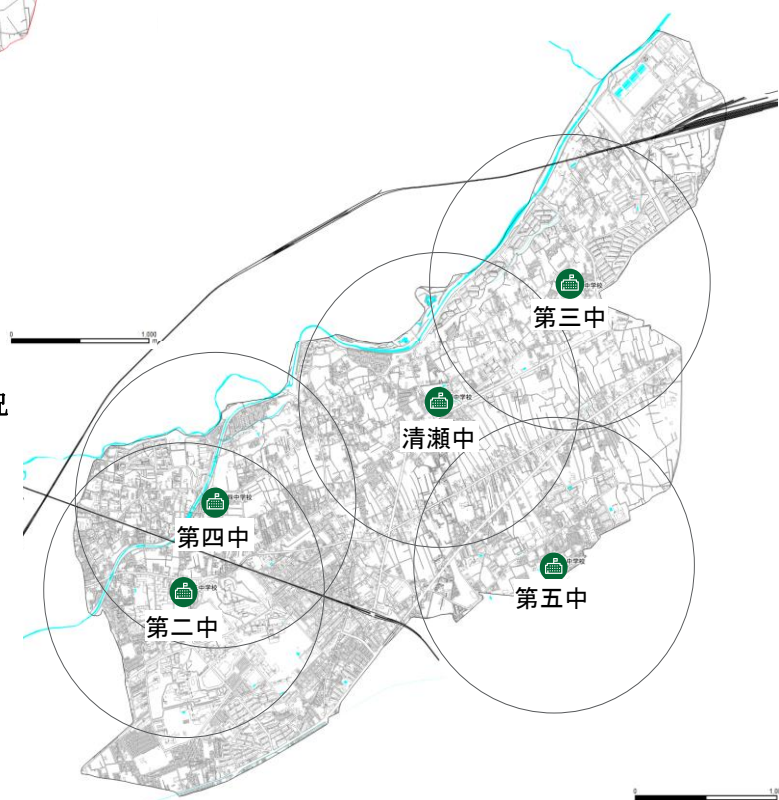


図 2-2 清瀬市立中学校の立地状況

※円は各小中学校を中心とする半径1kmで描いている

### (3) 児童・生徒数と学級数の現状と将来の状況

人口推計によると、30年後の小学校は、多くの学校において12学級程度（1学年あたり2学級）になることが見込まれ、中には12学級未満となり、単学級の学年が生じる恐れのある学校もあります。また、学級数に変化はなくとも、1学級あたりの人数が減少することも見込まれ、学年、学級の規模の縮小及びそれに伴う児童の人間関係が固定されてしまうことや、多様な学習形態を採れないことなどが懸念されます。

中学校は、小学校ほどではないものの、同様に学級数及び1学級あたりの人数の減少が見込まれます。

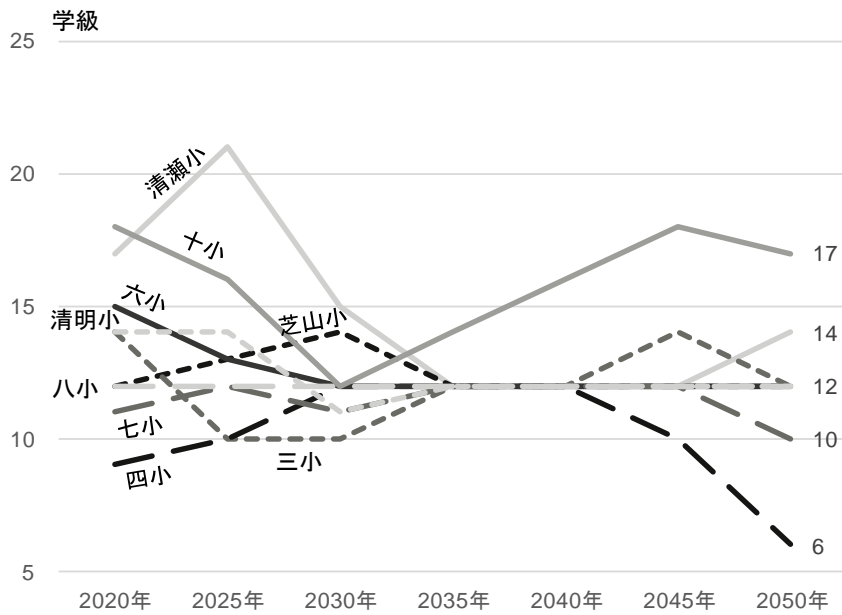


図 2-3 今後30年の各小学校の全学級数の推計

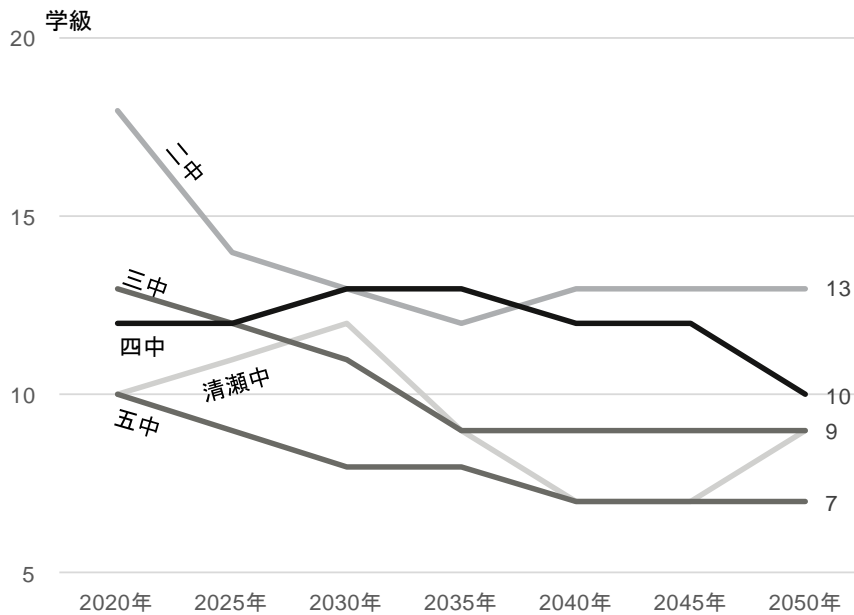


図 2-4 今後30年の各中学校の全学級数の推計

※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計  
 ※学級数は、小1・小2及び中1を1学級35名、それ以外の学年を1学級40名として推計

#### (4) 学校と地域の連携の現状（学校支援本部事業）

清瀬市では地域の方々による学校応援団である「学校支援本部」を計画的に設置しています。

清瀬市立学校の学校支援本部は、地域コーディネーターを核に組織されており、学校からの依頼を受け、地域や関係機関と調整のうえ、人材の派遣や教育プログラムの提供などを担っています。

清瀬市立学校においては、この学校支援本部の活用により、教育活動の広がりや深まりが実現するなどの効果が出ていますが、一方で、一部では、ボランティア人材の不足、既存の人材への負荷増加といった課題も見られます。

また、全国的に、地域で学校を支援する組織が増加・多様化している一方、組織同士の連携が取れず、効果的に活動できていない事例もあり、清瀬市においても学校支援本部などの組織がより効果的に活動できるよう、組織間の連携状況を注視し、場合によっては再編・整理に取り組むことに留意する必要があります。

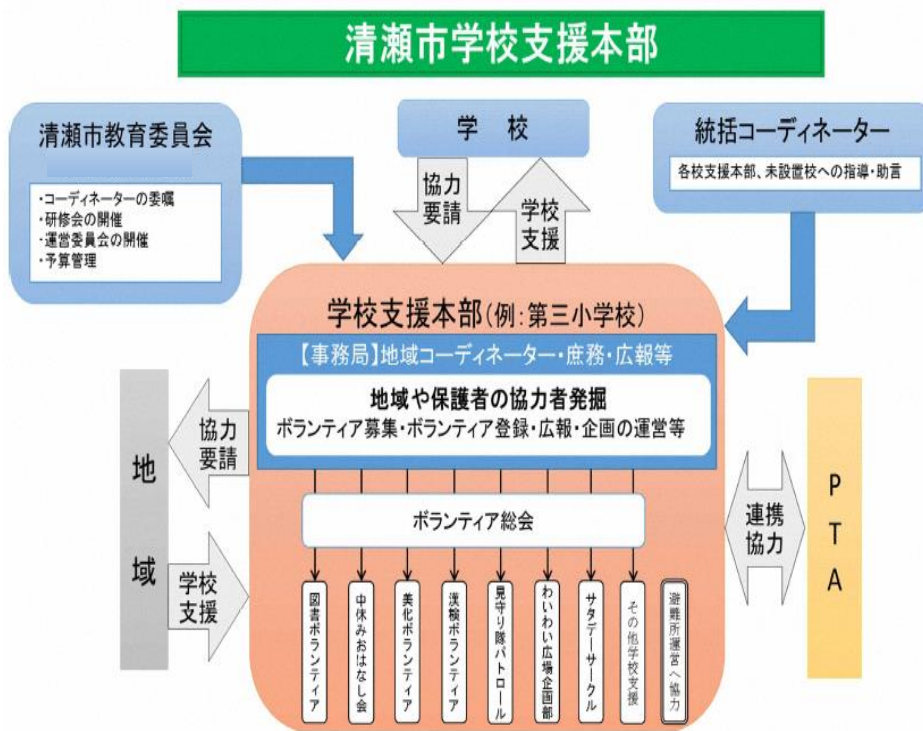


図 2-5 第三小学校における学校支援本部の役割イメージ

出所：東京都生涯学習審議会「地域と学校の協働」を推進する方策について ―中間のまとめ―

## (5) 教員の勤務実態

昨今、全国的に小中学校の教員の働き方改革への対応が進んできています。

清瀬市においても、全国の教員の労働環境と同じく、労働時間が長時間となる傾向にあります。そのため、清瀬市では、平成 30 年度に「清瀬市立学校教員の働き方改革実施計画」を策定し、働き方改革に取り組んでいます。

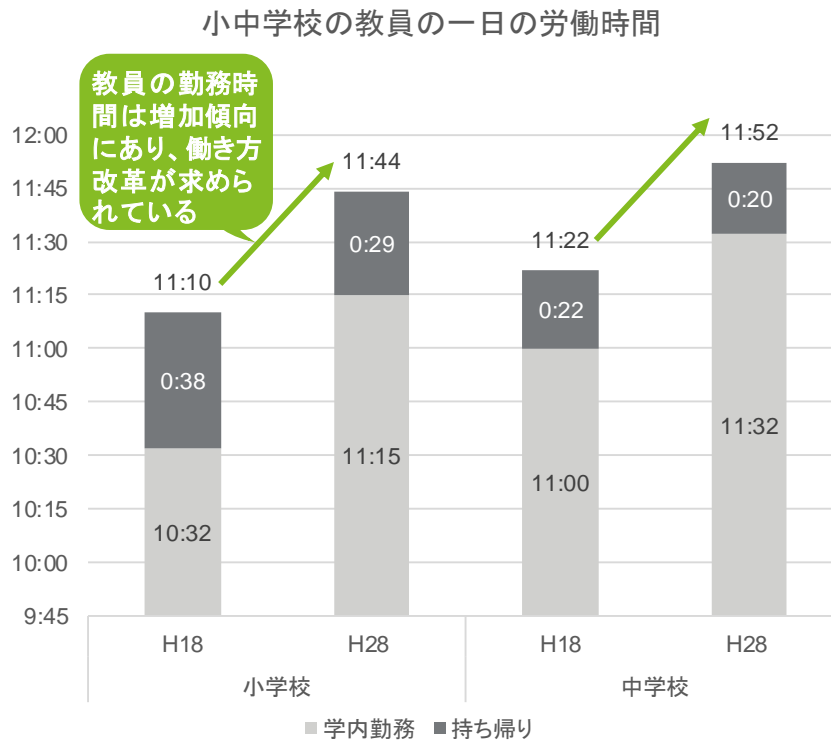


図 2-6 小中学校教員の平均的な勤務時間

出所：文部科学省「教員勤務実態調査(平成 28 年度)の分析結果及び確定値の公表について」

表 2-1 「清瀬市立学校の働き方改革実施計画」における取組一覧

No.	取組の方向性	具体的な取組内容
1	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	学校閉庁日の設定、定時退勤日の設定、夜間等のメッセージ電話対応、IC カードによる在校時間の把握
2	教員の業務の見直しと業務改善の推進	「学校徴収金取扱いマニュアル」による事務改善、ペーパーレス化の推進、調査・依頼の精選
3	教員を支える人員体制の確保	事務の共同実施の推進、「スクール・サポート・スタッフ」の導入、学校支援本部の設置
4	部活動の負担の軽減	「部活動指導員」の導入、「課外部活動指導員」の有効活用
5	ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	管理職の職務上の目標として設定、「清瀬市働き方改革事例集」の作成

## (6)清瀬市立学校の校舎の状況

清瀬市立学校の主な校舎は、高度成長期に建設されたものが多く、老朽化が懸念される状況にあります。

具体的には、清瀬小学校、第三小学校、第四小学校、清明小学校の主要な校舎が、直近で、建築物の更新の目安となる築60年を迎えることとなります。

一方で、このような建築物の老朽化は、清瀬市の公共施設全体の問題でもあります。清瀬市の公共施設も、多くが昭和40年から50年代前半に建築され、老朽化が進んでいます。現在の厳しい市の財政状況の下では、すべてを建て替えることは困難であり、公共施設の再編が必要となっています。

表 2-2 清瀬市立学校の主要な校舎の築年数

分類	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年(※)	経過年数(年)
小学校	清瀬小学校	5855.43	1964	55
	芝山小学校	4650.74	1978	41
	第三小学校	5356.96	1965	54
	第四小学校	4681.00	1967	52
	第六小学校	5088.00	1970	49
	第七小学校	5353.00	1971	48
	第八小学校	5391.25	1973	46
	第十小学校	6015.70	1976	43
	清明小学校	5782.00	1967	52
中学校	清瀬中学校	6564.00	1975	44
	第二中学校	6373.00	1965	54
	第三中学校	6886.00	1967	52
	第四中学校	5795.00	1975	44
	第五中学校	6103.00	1981	38

※主要な校舎の建築年

出所：「清瀬市公共施設等総合管理計画（公共施設白書編）」（平成28年2月）

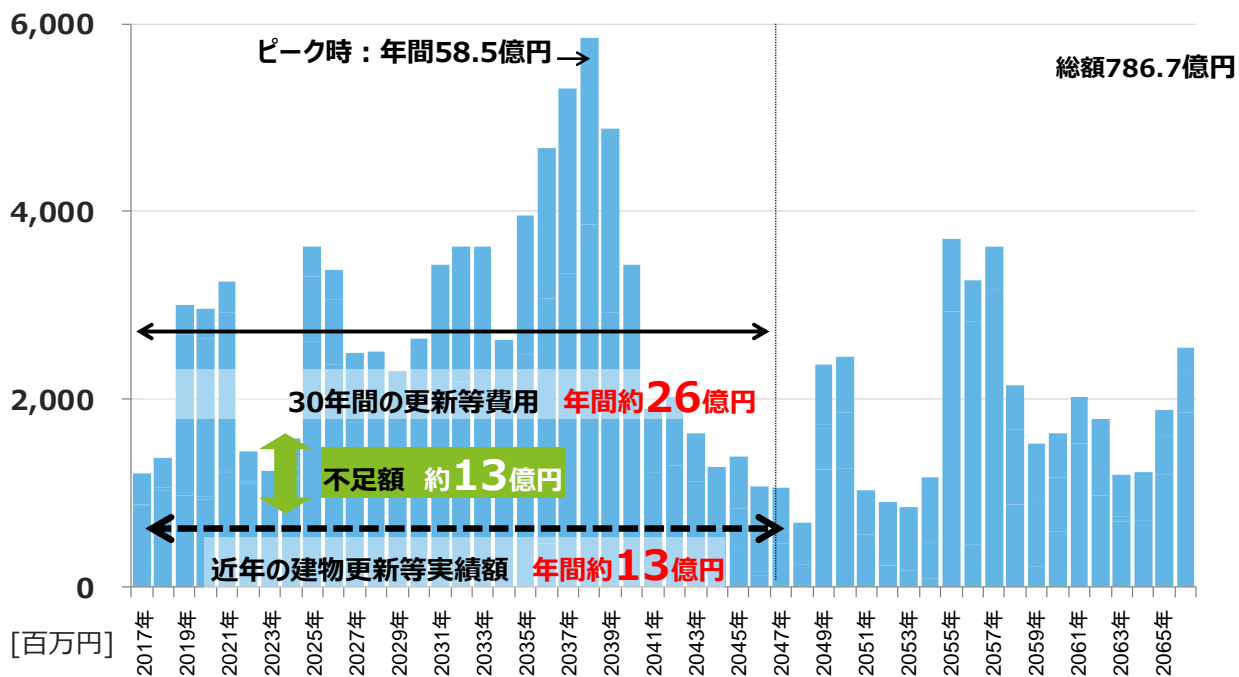


図 2-7 清瀬市全体の公共施設の更新等の経費

出所：「清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）」（平成 29 年 3 月）

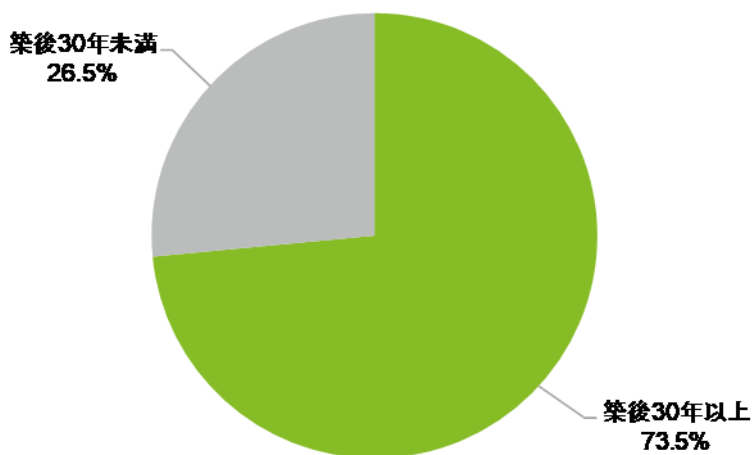


図 2-8 築後30年以上の延床面積の割合（平成31年3月）

出所：「清瀬市公共施設再編計画」（令和元年5月）

## 2 清瀬市立学校の課題

第1章において、今後の清瀬市立学校が目指す姿を示しましたが、前項までで示すとおり、目指す姿の実現には、多くの課題が存在します。このような課題の解消を小中学校の規模・配置の面から実現するために、下記のように「学びの環境整備」、「拠点性の向上」、「施設の持続可能性の担保」の3つの観点で課題を整理しました。

### (1) 学びの環境整備

#### **児童・生徒が様々な学びを確実に得られる環境整備が必要です**

学校は子供への教育が施される場所であって、あくまでも一人一人の成長を図ることを第一義としなければなりません。激動の21世紀を生き抜くことができる資質・能力を一層育むための最適な学級や学年、学びを支える教員や地域の在り方などの「学びの環境」を再整備していく必要があります。

### (2) 拠点性の向上

#### **学校が真に地域の核（地域コミュニティの拠点）として認識される必要があります**

第2次マスタープランでは地域との協働を通して、子供の健やかな成長と共にコミュニティの再生を実現していくことを基本理念として掲げています。

古来、学校はコミュニティの中心として認識されてきましたが、昨今多発する子供を取り巻く事件・事故によって、市民の方々にとって学校が閉鎖的な印象を抱かせる施設となってしまいました。

これからの学校は、子供たちのためにも市民の方々のためにも、真に地域に開かれ、地域と共に歩む学校にならなければなりません。

清瀬市では学校支援本部や円卓会議等の活動、道徳授業地区公開講座などの実施によって開かれた学校をすすめています。市民の方々にとって、その活動が見えづらい存在であることも事実です。

今後、学校は、真に地域コミュニティの拠点として認識され、市民の誰もが気軽に利用できる施設になる必要があります。

### (3) 施設の持続可能性の担保

#### **厳しい財政状況の下、ハード面からも教育環境の着実な改善が必要です**

清瀬市では、学校を中心にコミュニティ施設を集めた地域の拠点施設の整備をイメージしており、これによりハード面からも教育の改善とコミュニティの活性化を目指しています。

清瀬市立学校は更新時期が迫っており、その更新に合わせて上記の拠点施設を形成することが想定されますが、清瀬市の厳しい財政状況の下で、いかに着実に更新を行っていくかが大きな課題となっています。



## 第3章 清瀬市立学校の適正規模・適正配置の目標

---

前章で整理した小中学校の規模・配置の面からの課題を踏まえ、清瀬市立学校の適正規模・適正配置の目標を下記のとおり決めました。

### (1) 学びの環境整備

#### 【目標1】清瀬市が育成を目指す資質・能力を確実に育める規模を目指します

- ✓ 子供が様々な個性を持った同世代や、地域の多世代で多様な人材と交流をしながら育つことができること
- ✓ 教科学習だけでなく、伝統文化や先端テクノロジー、農業や医療などの地域の特徴といった幅の広い学びが実現できる環境であること
- ✓ 教員に過度な負担がなく、多様な指導形態を取れること

### (2) 拠点性の向上

#### 【目標2】地域コミュニティの拠点として認識されるような配置を目指します

- ✓ 地域コミュニティの拠点として広く一般に認知され、子供たちだけでなく、多くの地域住民にとって魅力的で集まろうと思える施設となること
- ✓ 学校を中心とする地域の拠点施設まで安全・安心にアクセスできる交通環境が確保されること

### (3) 施設の持続可能性の担保

#### 【目標3】教育環境の改善が着実に実現する効率的な施設の配置・規模を目指します

- ✓ 厳しい財政状況の下であっても、学校施設の更新が着実に行われることで教育環境が改善されて行くこと
- ✓ 教育環境の改善を着実に行うために、最も効率的な配置・規模を確保すること

## 第4章 適正規模・適正配置の目標実現のための方向性

---

本基本方針では、前章で定めた適正規模・適正配置の目標を実現するべく、今後取り組む適正規模・適正配置の方向性を具体的に定めます。

### (1) 学びの環境整備

- ① 子供が様々な個性を持った同世代や、地域の多世代で多様な人材と交流をしながら育つことができること

子供たちの学びの充実や人間性の育成を図るためには、多様な個性や特性、価値観を持った人たちとの交流や学び合いの機会をつくることが重要です。

例えば、学校生活の中では、ある程度の規模の学級の中で生活・学習することや、クラス替えの際に、新たな人間関係や学びを構築することなどが考えられます。

また、地域コミュニティの拠点としての学校という側面では、地域の大人や高齢者も含め、学校で多くの人々と関われるようにすること、また、多様な背景や考えなどを持つ人と交流し学び合うことができる場を作ることなどが考えられます。

さらには、教育の質の向上や地域コミュニティの活性化に資する経験・志を持つ人材が集まりやすく活躍しやすいような、学校や学校支援本部のサポートも必要です。

以上を踏まえると、視点として、「1学級あたりの人数」、「1学年あたりの学級数」、「地域なども含めた教育環境」、「多様な人が集まる場・機会」、「人材が活躍できる場・機会」、「活躍をサポートする体制・取組」が挙げられます。

- ② 教科学習だけでなく、伝統文化や先端テクノロジー、農業や医療などの地域の特徴といった幅の広い学びが実現できる環境であること

地域の特徴・文化や先端テクノロジーを教えることができる人材を確保するため、教育の質向上や地域コミュニティの活性化に資する経験・志を持つ人材が集まりやすく活躍しやすいような、学校や学校支援本部のサポートが必要です。特に、市内には我が国の発展を支えるような最先端テクノロジーを有する民間企業があります。これら民間企業等と学校教育とが連携・協働することで、子供たちの学びをより広げたり、深めたりできるだけでなく、働くことの意味や生き方、職業観などを育むことができます。このことから、民間企業等が参画できる環境を確保しておくことも必要と考えられます。

以上を踏まえると、視点として、「人材が活躍できる場・機会」、「活躍をサポートする体制・取組」、「民間事業者が活躍できる場・機会」が挙げられます。

### ③ 教員に過度な負担がなく、多様な指導形態を採れること

子供の学びにとって最も身近にいるのは教員です。そのため、教員が授業を含む子供たちの育成という主要な業務に集中できる環境づくりが重要であり、教員一人一人の負担を軽減すること、少人数から一定規模までさまざま学びの環境に対応できる規模とすることが考えられます。

以上を踏まえると、視点として、「教員の働き方改革」、「1学級あたりの人数」が挙げられます。

## (2) 拠点性の向上

### ① 地域コミュニティの拠点として広く一般に認知され、子供たちだけでなく、多くの地域住民にとって魅力的で集まろうと思える施設となること

地域の拠点施設において、学校教育に加え、地域での教育活動やコミュニティ活動など、多様な活動が行えるようにすることが考えられます。

また、子供たち全員が、常にクラスになじめるとは限らず、学校に通うことを辛いと感じ、通学が難しくなる子供も出てきてしまう可能性があります。その際に、子供が社会から分断されず、また学校に復帰できるよう、地域コミュニティの中に居場所があることが重要になると考えられます。

以上を踏まえると、視点として、「多様な人が集まる場・機会」、「子供の多様な居場所」が挙げられます。

### ② 学校を中心とする地域の拠点施設まで安全・安心にアクセスできる交通環境が確保されること

鉄道の踏切や幹線道路など、歩行者にとって危険な箇所について十分な安全策を施し、地域の拠点施設までのアクセスの不安を緩和すること、あらゆる人にとって過剰な負担がかからない距離とし、また、道路や施設の環境を整備することで、地域の拠点施設までのアクセスの肉体的・心理的負担を軽減することが考えられます。

以上を踏まえると、視点として、「安全に通行できるアクセス環境」、「通学距離」、「バリアフリー化」が挙げられます。

### (3) 施設の持続可能性の担保

- ① 厳しい財政状況の下であっても、学校施設の更新が着実に行われることで教育環境が改善されて行くこと

施設の老朽化が進む中、学校施設の更新を着実にいき、教育環境を改善するには、投資額、更新経費の両面で、改善が必要です。例えば、維持管理などを効率化することで投資額を更新に充当することや、学校やコミュニティ施設を可能な限り複合化することで、更新経費を抑制することなどが考えられます。

以上を踏まえると、視点として、「学校数」、「既存施設の有効活用」、「施設の床面積」、「維持管理の仕組み」が挙げられます。

- ② 教育環境の改善を着実にを行うために、最も効率的な配置・規模を確保すること

維持管理の仕組みや学校数を検討する際には、それらが最も効率的に機能するための配置や規模とすることが重要です。

ただし、効率化の前提として、それらが学校教育の改善につながるという条件は担保されなければなりません。

以上を踏まえると、視点として、「学校数」、「施設の床面積」、「維持管理の仕組み」が挙げられます。



## 第5章 適正規模・適正配置の視点

---

本項では、前項で整理した適正規模・適正配置の目標実現の視点のうち、学校に関する視点について、具体的な内容を示します。

この基本方針では、下記の3つの視点を踏まえて、今後の清瀬市立学校の適正規模・適正配置を実現していくこととします。

### (1) 1学級あたりの人数

#### 【適正規模・適正配置の視点1】

##### 1学級あたり35人程度

---

確かな学力を育むには、通常授業で十分に教育効果を得られるだけでなく、少人数学習や習熟度別学習など多様な指導形態をとることができる児童・生徒数を確保する必要があります。

また、豊かな人間性や多様な価値観を育むには、多様な人と関わるができるよう、学級内で一定の人数を確保することが望まれます。

東京都教育委員会は、「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」において、1学級あたりの人数の基準について、小学校は「1、2年生は35人、3年生以上は40人」、中学校は「1年生は35人、2年生以上は40人」と示しています。

しかし、学年が進むにつれ、一人一人の子供の体格が大きくなる中、国で示されている教室面積（9.3m×7m）において、現行の基準を適用した教育活動を行うことは、適切な学びの環境とは言えず、子供たちの21世紀を生き抜く力を育むことは難しいという現場からの意見があります。

また、市民、保護者からも、特に小学校において、教員による指導が学級の全員に行き届く規模を希望する意見があり、現在、35人前後の学級に在籍する子供の保護者からは、教員による指導が一人一人に行き届いていると肯定的な声が出ています。

これらのことから、1学級あたりの人数は、教育の質を高めると共に、日々の保護者対応や事務処理など、その学級の担任をはじめとした教職員に、授業や、進路等の指導、事務などの日々の業務で過度の負荷がかからないような規模である必要があります。

これらを踏まえ、清瀬市立学校における1学級あたりの人数は、小学校3年生以上、中学校2年生以上においても35人程度が望ましいと考え、国や東京都に対して学級編成基準の見直しを求めています。

## (2) 1 学年あたりの学級数

### 【適正規模・適正配置の視点 2】

**小学校：3～4 学級程度、中学校：4～6 学級程度**

---

1 学級あたりの人数と同様、豊かな人間性や多様な価値観を育むには、多様な人と関わるができるようにする必要があり、学年が上がる際のクラス替えは新たな人間関係を構築する有効な機会です。したがって、単学級は避け、クラス替えを可能にする規模を確保する必要があります。

また、万が一子供がその学級になじめなかった際、クラス替えの際に新たな人間関係を再構築できる規模にすることが求められます。

「学校教育法施行規則」では、小中学校の標準的な学級数について、小学校は「12～18 学級（1 学年あたり 2～3 学級）」、中学校は「12～18 学級（1 学年あたり 4～6 学級）」と示していますが、1 学年あたり 2 学級では学級内の半分程度の人数しか入れ替わらず、新たな人間関係を築けるとは言えないのではないかという意見もあります。

これらを踏まえ、清瀬市立学校における 1 学年あたりの学級数は、小学校は「1 学年あたり 3～4 学級程度」、中学校は「1 学年あたり 4～6 学級程度」が望ましいと考えます。

## (3) 通学距離の限度

### 【適正規模・適正配置の視点 3】

**小学校：実距離 2 km を超えない、中学校：実距離 3 km を超えない**

---

国の調査では、小学校の通学距離は実距離で 4 km、中学校は 6 km まではストレスが少なく通学できるという結果が出ています。

ただし、これらは国内の地方部も含めた基準であり、清瀬市の現状と合わない部分もあると考えられます。現在の清瀬市立学校の通学距離は、1 km よりも短い場合が多くなっている一方で、小学校から 2 km 程度の箇所もあるためです。

保護者からも、小学校 1 年生には 1 km でも体力的に困難であるといった意見や、通学路の条件によっては 2 km でも問題ないという意見もあります。また、体力的な問題は、距離だけでなく携行している荷物の量なども関係しています。そのため、持ち帰る必要性が低い物は学校に置いておくことができるような環境整備を図るなどの配慮も必要です。

これらを踏まえ、清瀬市立学校における通学距離の限度は、小学校は「実距離 2 km を超えない」、中学校は「実距離 3 km を超えない」が望ましいと考えます。

なお、適正規模・適正配置の実施に当たっては、場合によっては校区の変更の必要が出てくることも想定されます。その際、通学路については、距離だけでなく、安全・安心に配慮して設定する必要があります。そのため、交通量の多い幹線道路や線路を横断するような校区設定については特に配慮が必要です。加えて、学校が

教科学習だけでなく、伝統文化や先端テクノロジー、農業や医療などの地域の特徴といった幅の広い学びが実現できる環境となるためには、学校周辺の環境や、地域が有する文化といった地域特性を踏まえた校区設定が必要です。

さらに、通学路の設定では、歩道の整備状況や冬季の登下校時を想定した街路灯の有無といった安全・安心への配慮も必要です。

#### (4) その他、今後検討すべき事項

今後は、清瀬市立学校の適正規模・適正配置について、本基本方針を基に具体的なプランを作成し、実施していく必要があります。

その際、小中一貫校の導入の可否や具体的な導入箇所、また、特別支援学級の規模・配置についても検討し、より実行力のあるプランとしていくことが今後の課題となります。

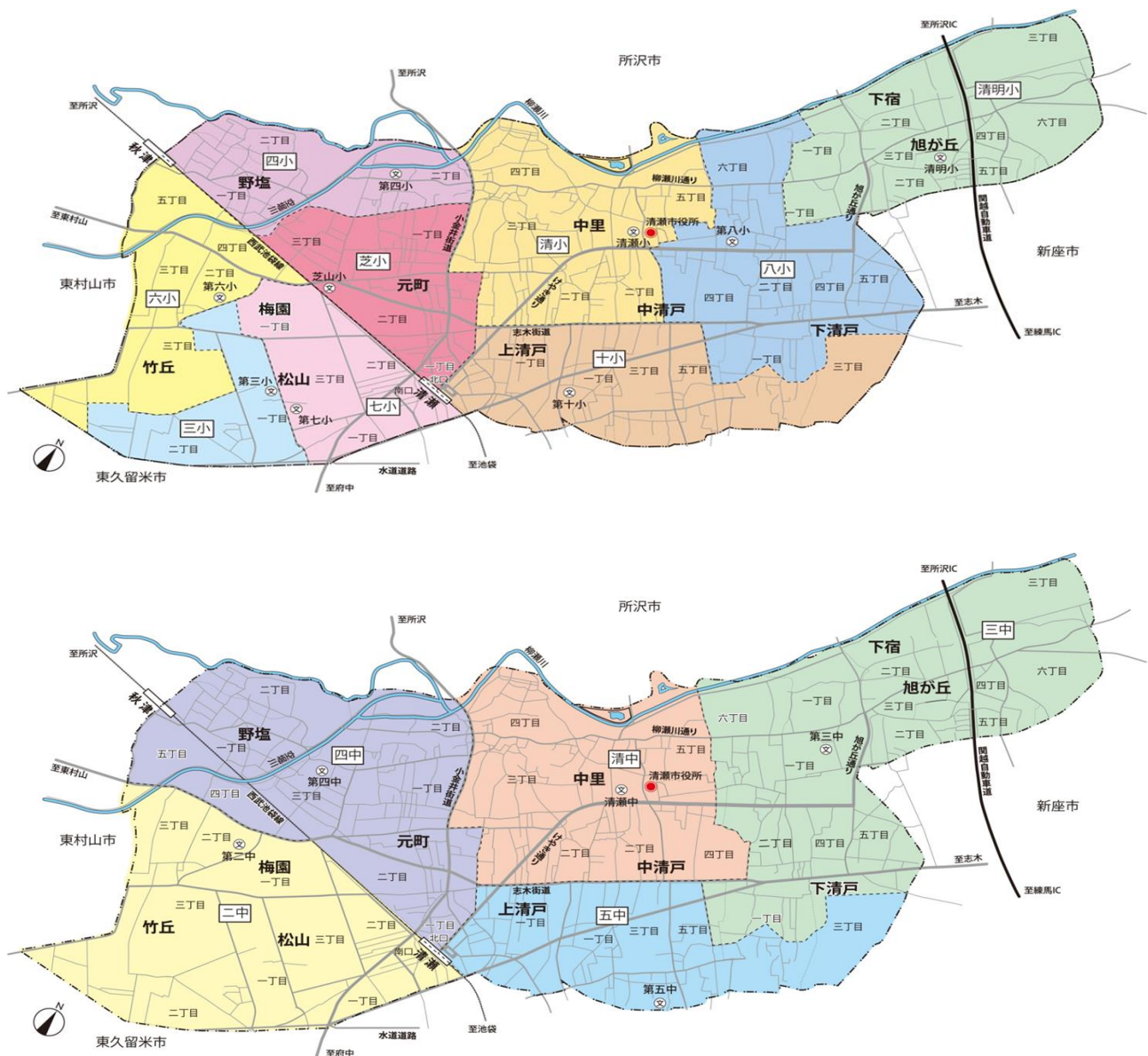
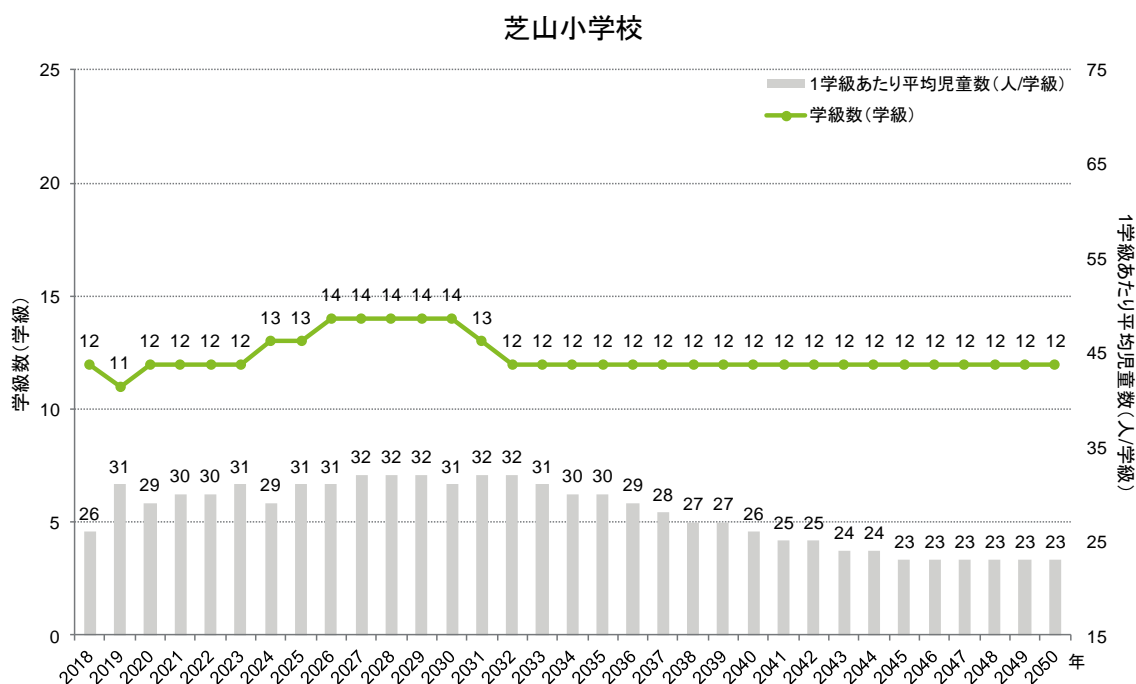
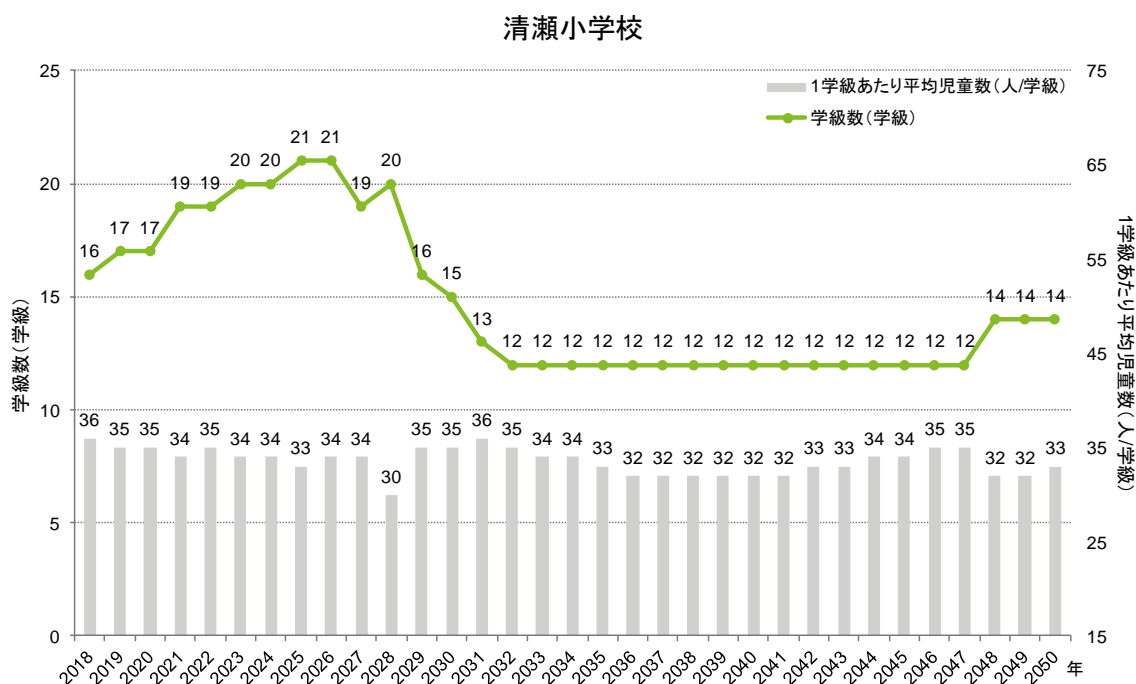


図 5-1 清瀬市立小学校校区 (上) 清瀬市立中学校校区 (下)

# 資料編



■ 学校別人口推計結果

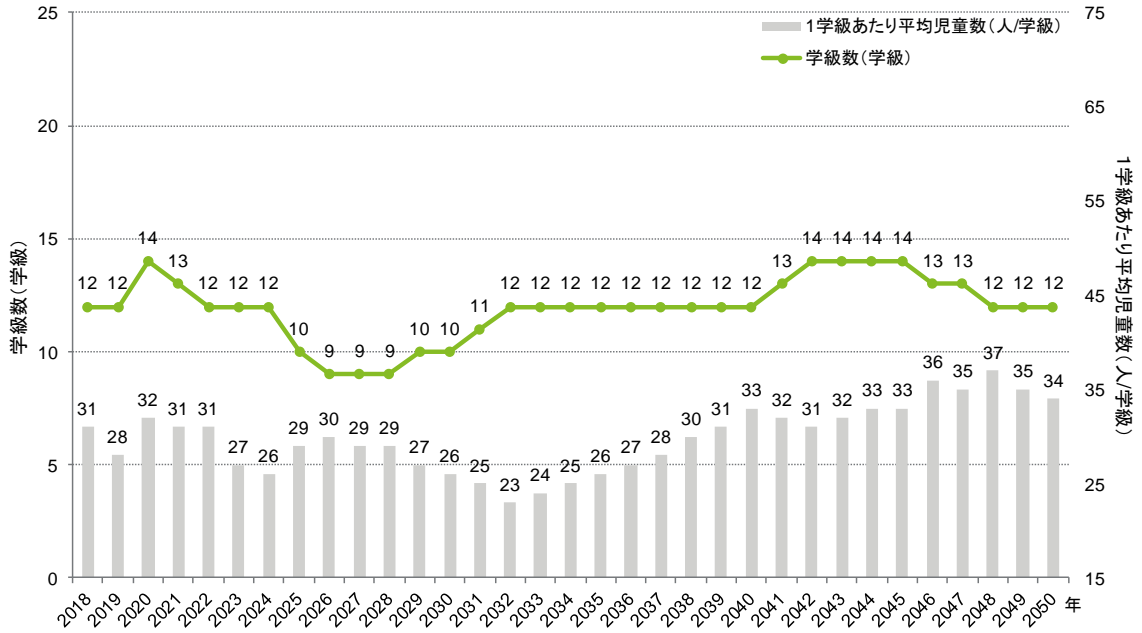


※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計

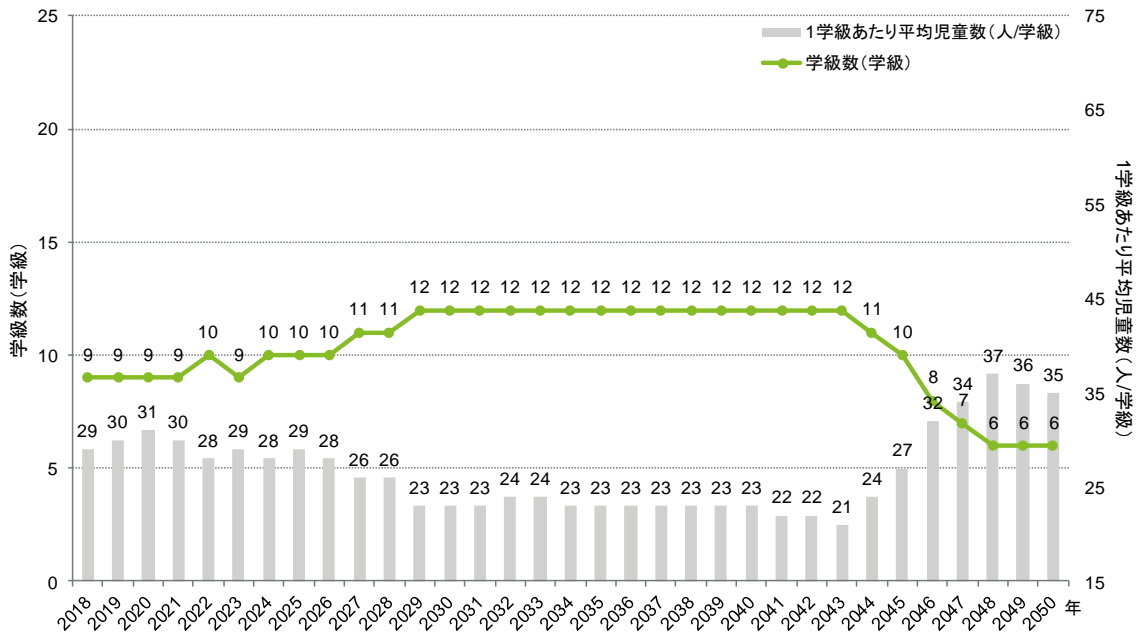
※学級数は、7～8歳及び13歳を1学級35名、9～12歳及び14～15歳を1学級40名として推計している

※学級数の推計に際しては、児童及び生徒数の推計人数を35もしくは40で除し、小数点第一位を切り上げている

### 第三小学校



### 第四小学校

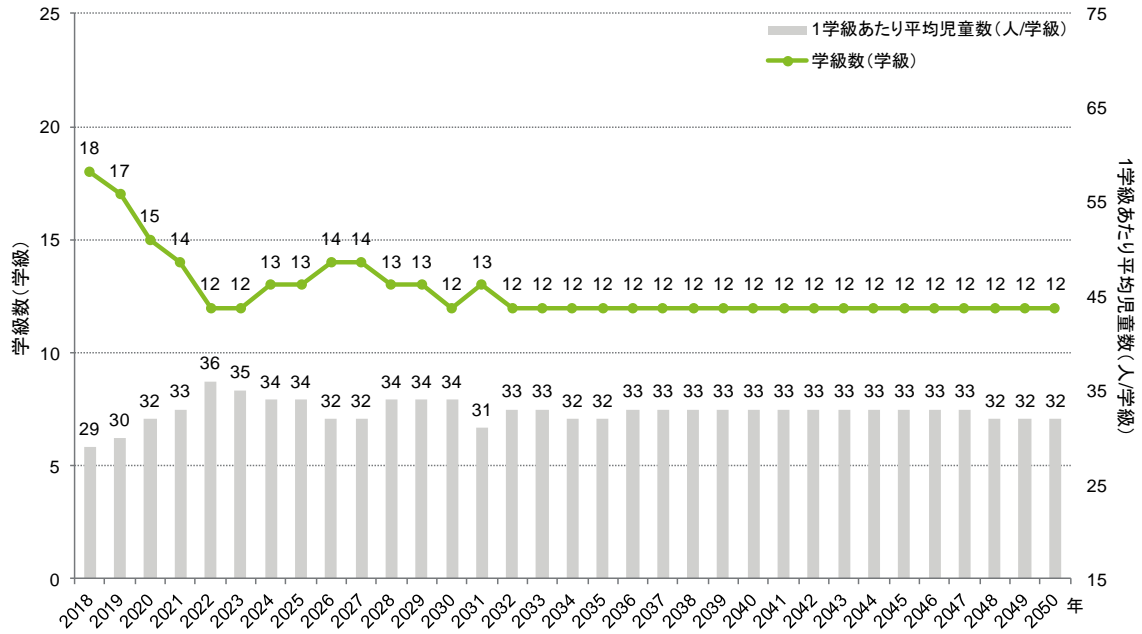


※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計

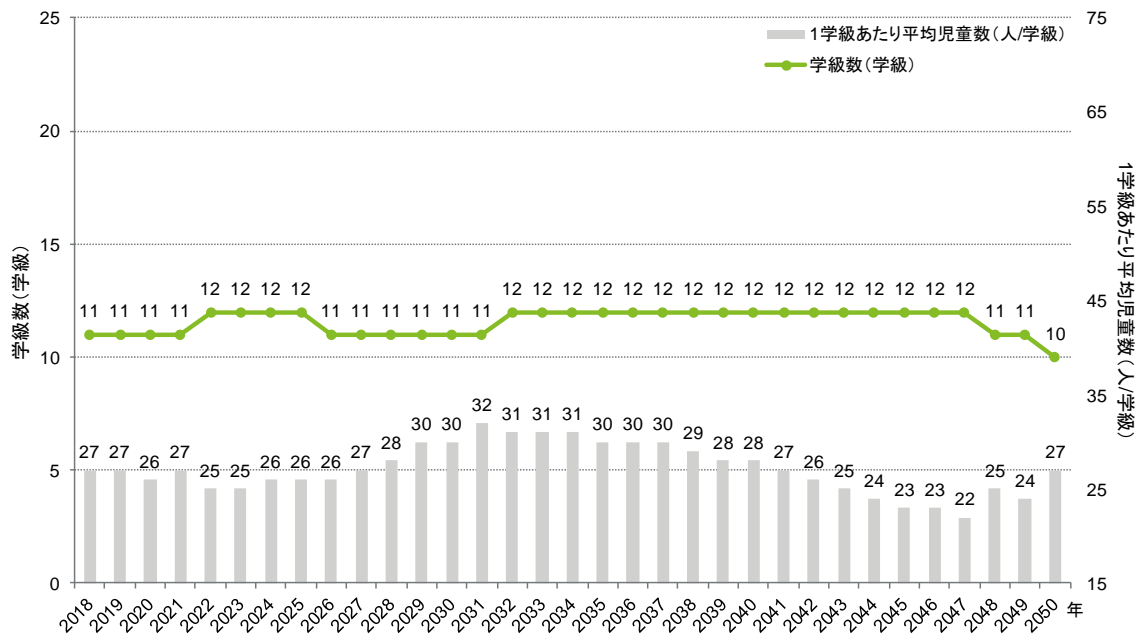
※学級数は、7～8歳及び13歳を1学級35名、9～12歳及び14～15歳を1学級40名として推計している

※学級数の推計に際しては、児童及び生徒数の推計人数を35もしくは40で除し、小数点第一位を切り上げている

### 第六小学校



### 第七小学校

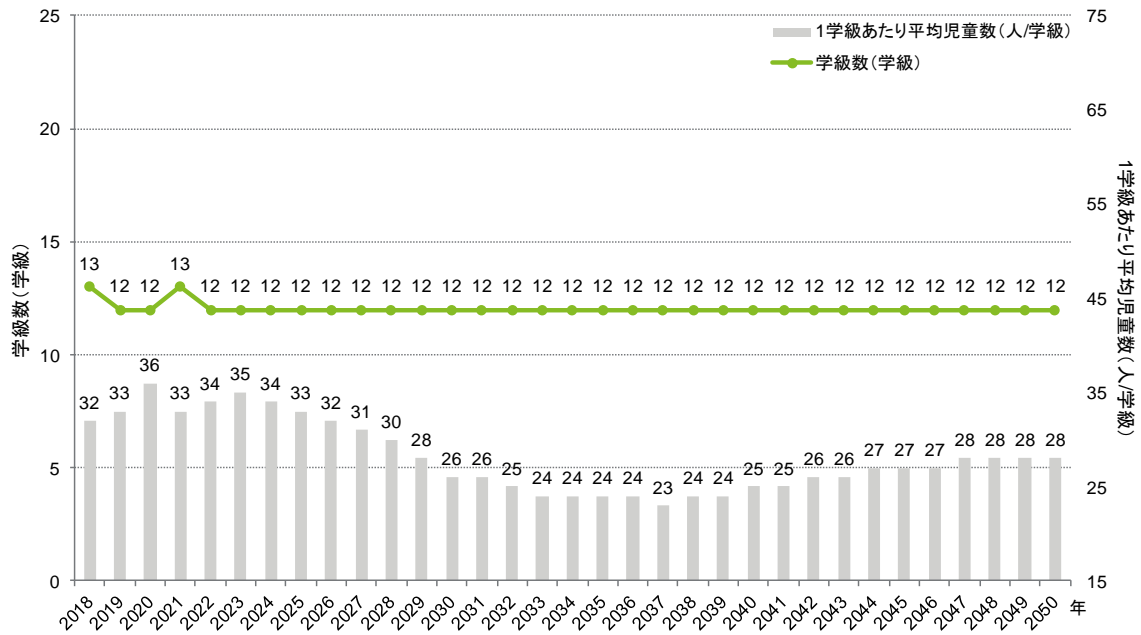


※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計

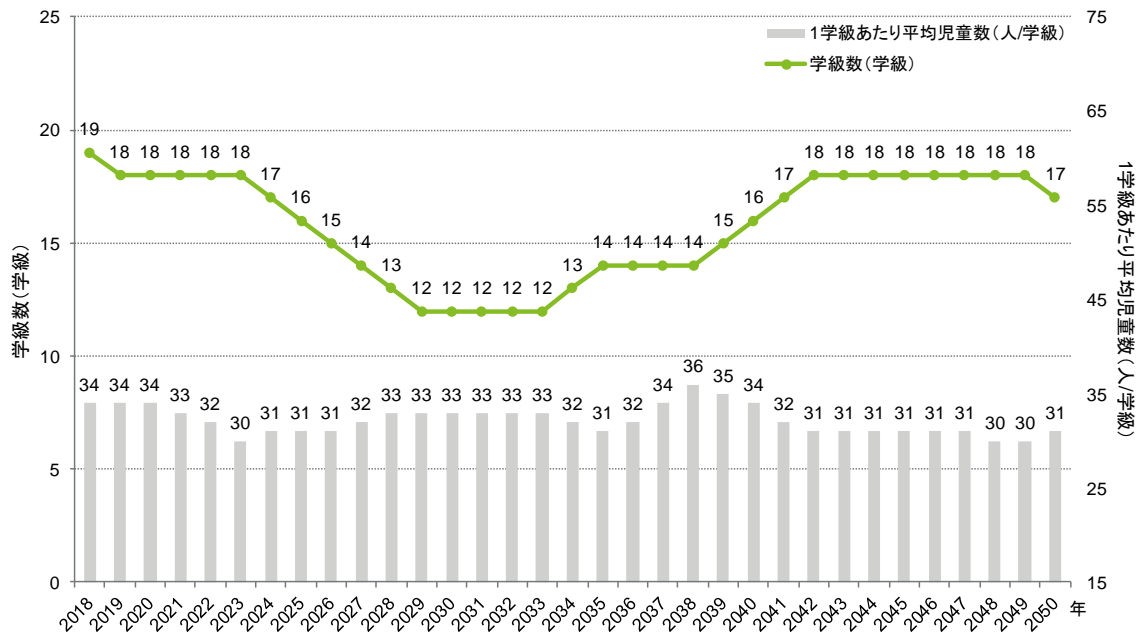
※学級数は、7～8歳及び13歳を1学級35名、9～12歳及び14～15歳を1学級40名として推計している

※学級数の推計に際しては、児童及び生徒数の推計人数を35もしくは40で除し、小数点第一位を切り上げている

### 第八小学校



### 第十小学校

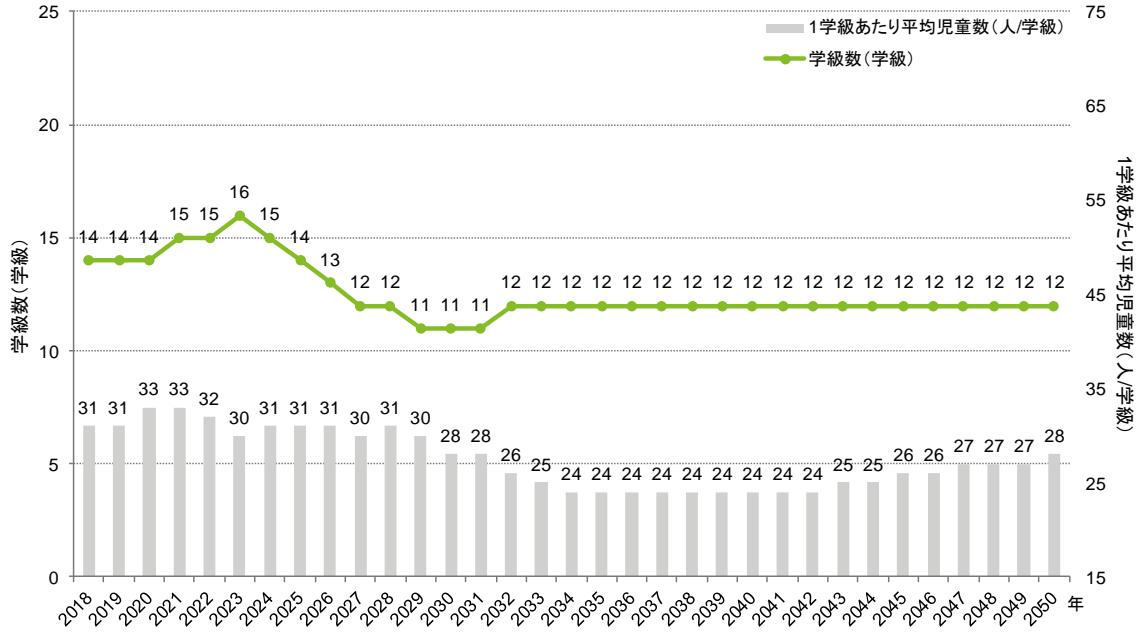


※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計

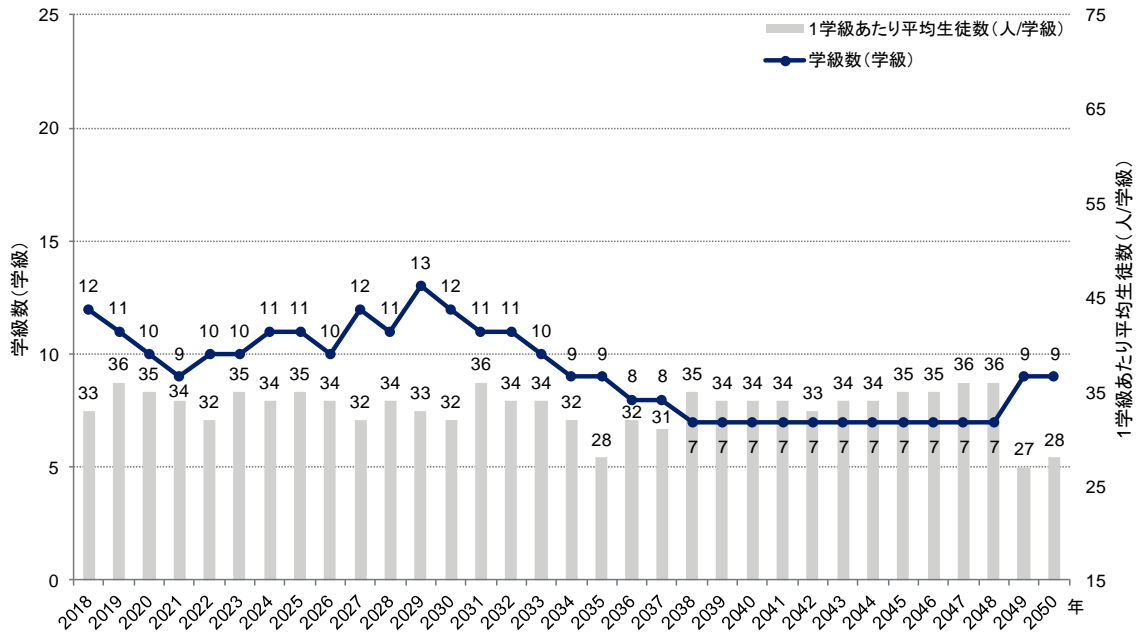
※学級数は、7～8歳及び13歳を1学級35名、9～12歳及び14～15歳を1学級40名として推計している

※学級数の推計に際しては、児童及び生徒数の推計人数を35もしくは40で除し、小数点第一位を切り上げている

### 清明小学校



### 清瀬中学校

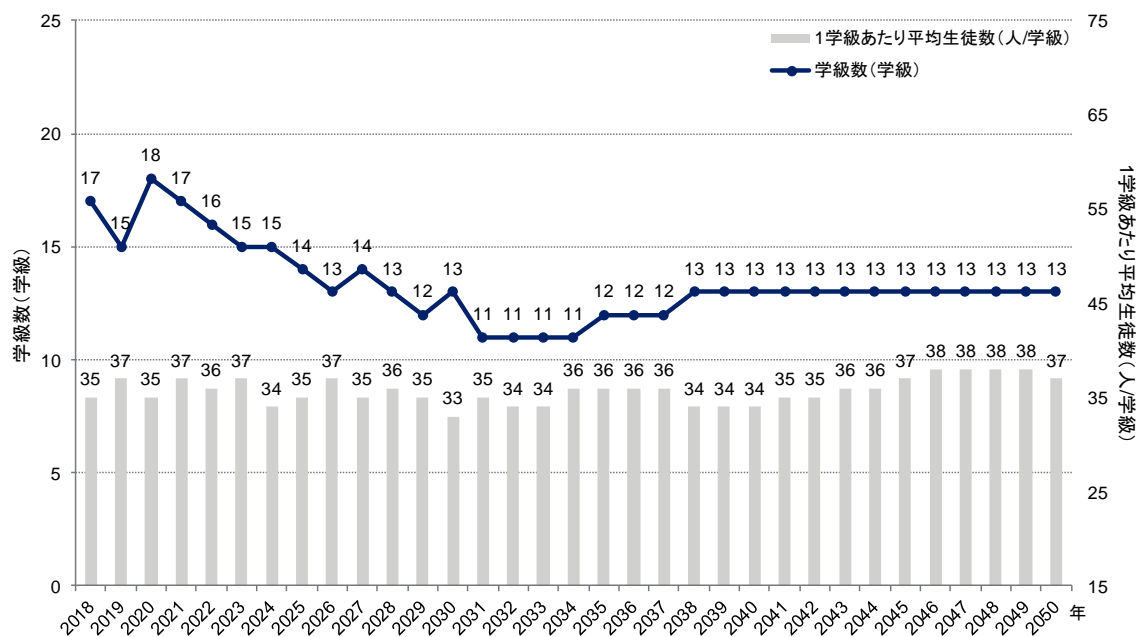


※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計

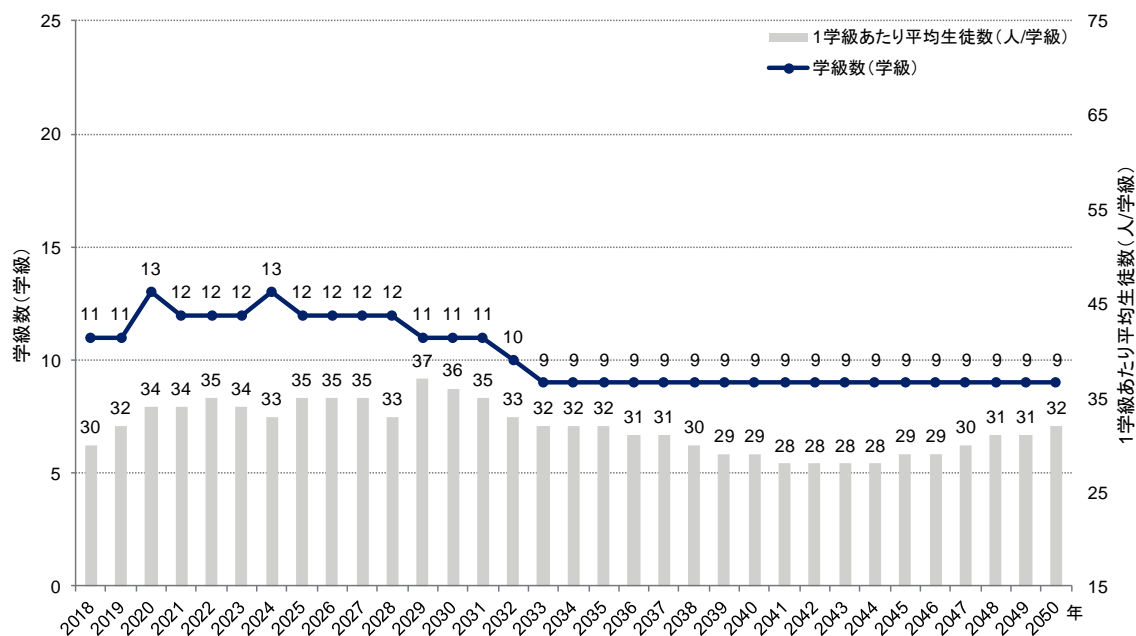
※学級数は、7～8歳及び13歳を1学級35名、9～12歳及び14～15歳を1学級40名として推計している

※学級数の推計に際しては、児童及び生徒数の推計人数を35もしくは40で除し、小数点第一位を切り上げている

## 第二中学校



## 第三中学校

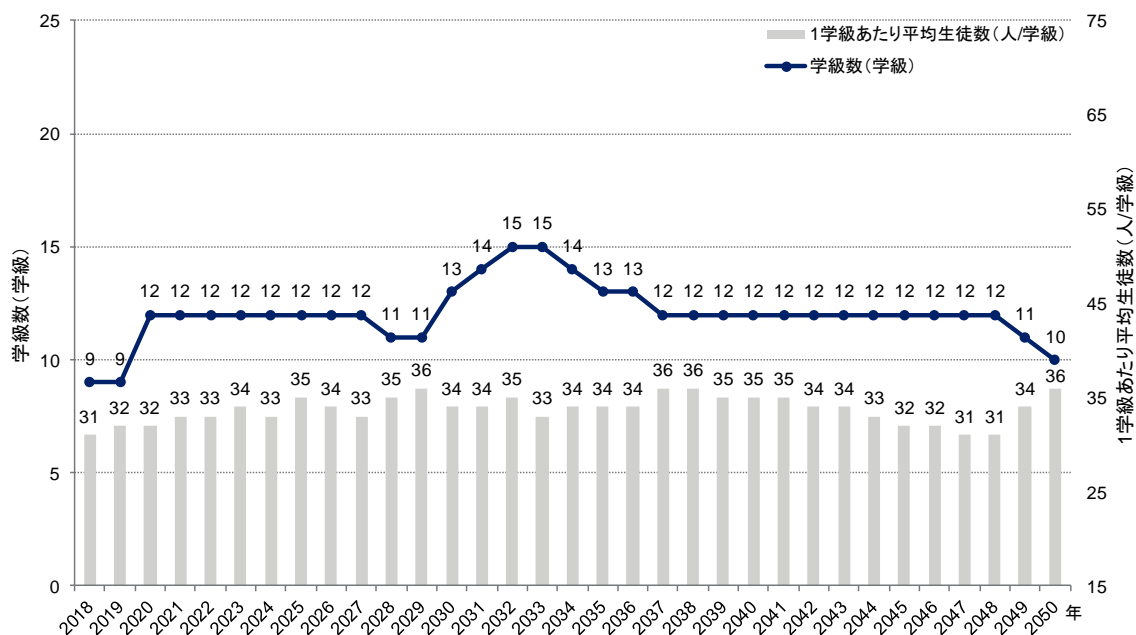


※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計

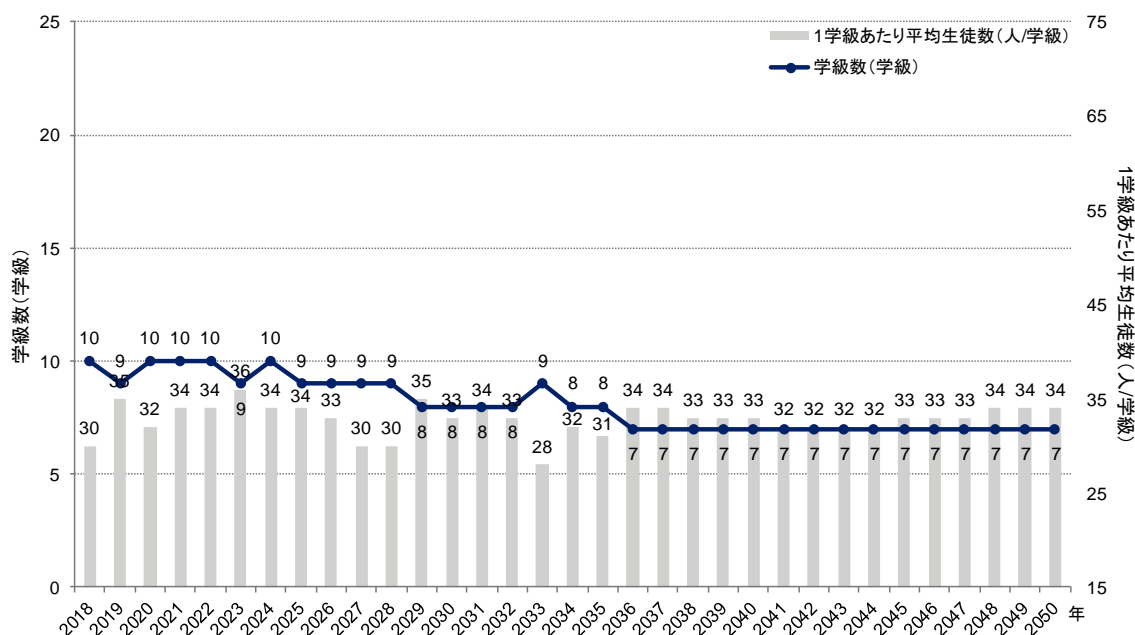
※学級数は、7～8歳及び13歳を1学級35名、9～12歳及び14～15歳を1学級40名として推計している

※学級数の推計に際しては、児童及び生徒数の推計人数を35もしくは40で除し、小数点第一位を切り上げている

### 第四中学校



### 第五中学校



※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計

※学級数は、7～8歳及び13歳を1学級35名、9～12歳及び14～15歳を1学級40名として推計している

※学級数の推計に際しては、児童及び生徒数の推計人数を35もしくは40で除し、小数点第一位を切り上げている

■ 清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会委員名簿

選出区分	名前	備考
学識経験者	堀米 孝尚	武蔵野大学 教授
	高井 正	立教大学 学校・社会教育講座 特任准教授
清瀬市立学校の代表	小池 雄志郎	清瀬市立小中学校校長会 会長
	清水 一臣	清瀬市立小中学校校長会 副会長
市民	山村 康一	保護者の代表
	福島 崇子	保護者の代表
	片岡 敦子	公募市民
	前田 ちひろ	公募市民

本基本方針に関連するその他の資料は、下記の通り、清瀬市教育委員会ホームページ上に公開されています。

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会

<http://www.kiyose.ed.jp/020/notice/houshin/20191026164551.html>

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）パブリックコメント実施結果

<http://www.kiyose.lg.jp/s002/030/040/160/20190711115633.html>

第1回「これからの清瀬市の“新しい学校の姿”に関する意見交換会」

<http://www.kiyose.ed.jp/020/notice/houshin/20191030190117.html>

第2回「これからの清瀬市の“新しい学校の姿”に関する意見交換会」

<http://www.kiyose.ed.jp/020/notice/houshin/20200110193516.html>



## 清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

発行：令和2年5月  
発行者：清瀬市教育委員会  
〒204-8511  
東京都清瀬市中里五丁目842番地  
電話042-492-5111（代表）